

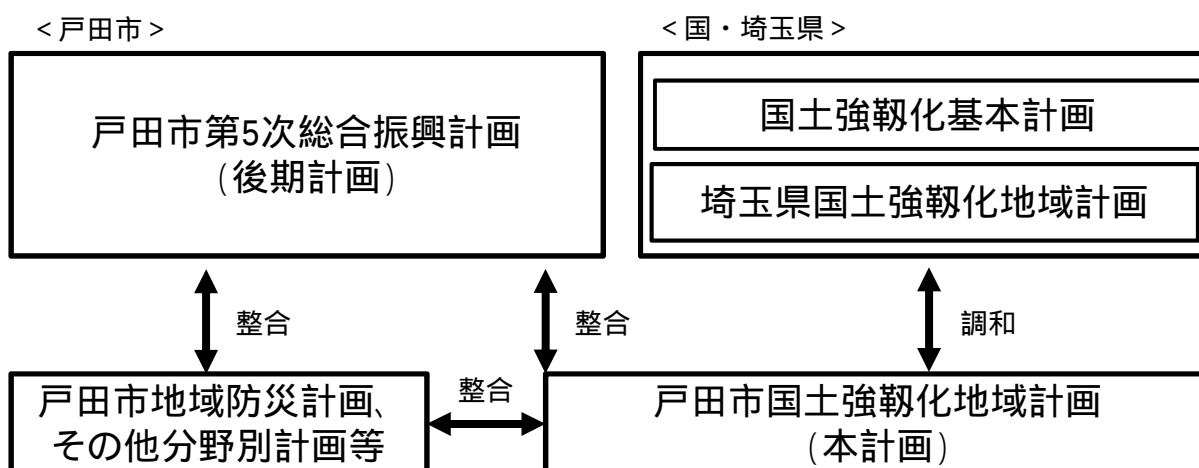
戸田市国土強靱化地域計画 概要版(令和8年3月改訂)

1.策定の趣旨・改訂の背景

- 国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害時に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を公布・施行しました。この基本法の規定に基づき「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が平成26年(2014年)6月に定められ、以降、基本計画の継続的な運用と更新が続けられています。また、埼玉県においては、基本計画と調和を図りながら、「埼玉県地域強靱化計画」(以下「県地域計画」という。)を平成29年(2017年)3月に策定されました。
- 本市においても、将来発生することが見込まれる大規模自然災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっています。そのため、国、県の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進するため令和3年3月に「戸田市国土強靱化地域計画」(以下「市地域計画」という。)を策定しました。
- 本計画について、国の改定計画や、近年の災害で生じた課題等、戸田市第5次総合振興計画が後期計画へ移行することを踏まえ、これまでの取組を確認・検証した上で、計画を見直すこととしました。

2.計画の位置付け

- 市地域計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画で、災害対策基本法に基づき策定した「戸田市地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。
- 市地域計画は、本市を含有する県土全域に係る県地域計画との調和を保つとともに、未来に向けたまちづくりの指針である「戸田市第5次総合振興計画」と整合・調和を図りながら、一体として策定するものです。



3.対象とする災害

- ・ 市民の生活等に影響を及ぼすリスクとして、本計画では、大規模自然災害（地震、大雨洪水等）を対象としています。

4.策定の手順

- ・ 市地域計画は、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画ガイドライン」（第2版）を参考に、以下のプロセスにより計画を策定します。
- ・ また、市地域計画は、KPI（重要業績評価指標）を用いて市地域計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を把握し、事業等の改善を行うPDCAサイクルに沿って継続的な改善を図ります。本計画で定める強靱化の目標及び方針の策定プロセスは、下記のとおりです。

基本目標の設定

本市では、基本計画及び県地域計画と調和を図るとともに、本市の特性を勘案し、本計画では以下の4つの基本目標を次の通り設定します。

【基本目標】

- 市民の生命を最大限守ること
- 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

事前に備えるべき目標の設定

基本目標の実現に向けて、さらに具体化した達成すべき目標として以下の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

【事前に備えるべき目標】

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5. リスクシナリオの設定と脆弱性評価

- 本計画では、6個の行動目標に対して、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）や埼玉県地域強靱化計画との整合性や、本市の特性や社会的役割を考慮した上で26個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。
- 26個のリスクシナリオごとに「戸田市第5次総合振興計画」後期計画の関連事業を紐づけ、事態の発生回避・被害軽減に向けた事業等の現状整理と、今後の更なる対策の必要性について評価・分析（脆弱性評価）を実施しました。
- 各リスクシナリオに対する具体的な取組内容及びその推進に寄与する取り組みを「必要な取り組み」として設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、地域活動の担い手不足がもたらす多数の被災者の健康心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による困難
		2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による市内の混乱(犯罪の増加等)、警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	被災による国、県との連絡不全に陥る状態
		3-3	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

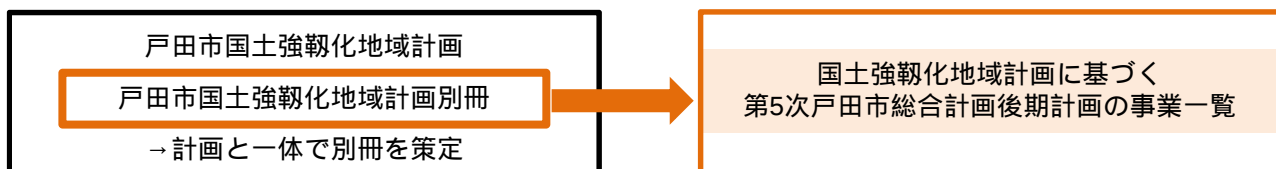
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送等の通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる、また、情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	土地利用の混乱や、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

5.改訂のポイント

- ・基本計画の改定に合わせ、リスクシナリオの整理を行いました。
- ・社会情勢の変化や、コロナ禍における災害対応の教訓を踏まえ、リスクシナリオを解消する「必要な取り組み」として、新たに「地球温暖化対策」、「保健体制の強化」を設定しました。

6.計画別冊での事業管理

- ・「別冊」では、「推進方針」に基づき実施する事務事業を整理します。毎年度、事業等の実施状況の把握や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを図ることで、適切な管理を行います。



戸田市国土強靱化地域計画(令和8年3月) 概要版

戸田市 危機管理防災課
埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
電話:048-441-1800 FAX:048-433-2200

